

平成29年9月第3回八街市議会定例会会議録（第5号）

.....
1. 開議 平成29年9月11日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士
2番 小澤孝延
3番 角麻子
4番 鈴木広美
5番 服部雅恵
6番 小山栄治
7番 木村利晴
8番 石井孝昭
9番 桜田秀雄
10番 林修三
11番 山口孝弘
12番 川上雄次
13番 林政男
14番 新宅雅子
15番 加藤弘
16番 京増藤江
17番 丸山わき子
18番 小菅耕二
19番 小高良則

.....
1. 欠席議員は次のとおり

なし

.....
1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	松澤英雄
総務部	長	山本雅章
市民部	長	和田文夫
経済環境部	長	江澤利典
建設部	長	横山富夫

会 計 管 理 者	金 崎 正 人
財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	吉 田 正 明
高 齡 者 福 祉 課 長	田 中 和 彦
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	山 本 安 夫

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	大 木 俊 行
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教育委員会教育次長	村 山 のり子

・連絡員

教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃
-------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	内 海 洋 和
-----------------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	大 木 俊 行
-----------------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	川 崎 義 之
副 主 幹	小 川 正 一
副 主 幹	中 嶋 敏 江

主 査 須賀澤 勲
主 査 補 嘉瀬 順子
主 任 主 事 藏 村 隆雄

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

平成29年9月11日（月）午前10時開議

- 日程第1 議案第3号から議案第17号
質疑、委員会付託
決算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第2 休会の件

○議長（小高良則君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、議案第3号から議案第17号を一括議題とします。

これから質疑を行います。質疑の通告がありますので、質疑を許します。なお、会議規則第55条により、発言は全て簡明にし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑にあたっては自己の意見を述べることはできません。また、会議規則第56条、第57条、及び議会運営に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とし、同一議題につき一問一答2回まででお願いいたします。

最初に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

おはようございます。それでは、19ページ、平成29年度八街市一般会計補正予算について、7款2項2目道路維持費について、お伺いします。

1点目に、道路維持修繕事業費についてです。

災害等発生時応急対応業務500万円の予算計上でございますけれども、その内容と、どのような災害規模を想定しているのか、お伺いします。

○建設部長（横山富夫君）

規模といいますと、台風、集中豪雨、それから冠水対策もそうなんですけれども、昨年度、暴風雨によるほこり、土砂撤去等がございましたので、その辺について、応急的に職員で対応できないものについて委託するものでございます。

○京増藤江君

今は、いつどこで大きな災害が起きるかわからない、大雨などが続いていくかわからない、そういう状況ですので、このような委託を考えておくということは本当に大事なことかと思えます。

そこでですが、やはり事業については人命第一にしていく必要があると思います。特に私は今まで経験上、交通量が多い排水路脇の安全対策の強化がされなければならないと思っております。

本当に心配なのが、四区と大関の境の道路脇の排水路についてなんです。これは住民の方からも以前、排水路の蓋が浮き上がって何日も対応がとられなかったと。なぜとられないのかということで、私も問い合わせをしたら、重機が足りなかったと。このような状況が何日も続いて、本当に住民の皆さんから毎日のような心配の声が上がっておりました。こういう対策も今度の委託の予算計上できちんと対応できるのかどうか、お伺いします。

○建設部長（横山富夫君）

この予算の中で対応してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

また足りないときにはぜひ早く対応していただいて、市民の皆さんが命の不安を感じないような、そのような状況にさせていただきたいと思います。

次に、重機借上料についてなんですけれども、これは災害のときもそうなんですけれども、普段から、やはり重機についても十分な借り上げをしておけば、さまざまなことに対応できると思うんですけれども、その点で借り上げについては、どのような想定をしておられるのか、伺います。

○建設部長（横山富夫君）

災害発生時の業務委託の方が不足すれば、こちらの借上料から支出する。また、ほかの土留め工事とか排水整備工事においても借り上げして、直営でできるものはやるというような形をとりたいと思います。

○京増藤江君

災害はもちろんのことなんですけれども、やはり道路の維持補修、これも住民の方たちから、あそこが心配とかというのが結構ありますので、ぜひ重機についても十分な対応を今後お願いして、私の質問を終わります。

○議長（小高良則君）

以上で京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は議案第6号、一般会計補正について、お伺いいたします。

まず、19ページ、7款2項道路橋りょう費であります。

ここでは道路境界確定費ということなんです、市道未登記路線に関しまして、どのような今の状況なのか。また、今回はどこを指しているのか、2点お伺いいたします。

○建設部長（横山富夫君）

ご指摘の未登記の筆数でございますが、平成29年度現在で1千286筆ございます。平成26年度に5筆、平成27年度に13筆、平成28年度に31筆の委託業務で未登記部分の解消をしているところでございます。

また、今回の補正のところにつきましては、西林地区で1路線、それから榎戸地区で1路線、あと文違地区で1路線を計画しております。

○丸山わき子君

西林も通学路を拡幅するということで、もう既に10年も前にやられたことが、なかなか未登記のままになっていて、地権者の方も首をかしげるような状況だったのですが、やっとここで1度けりがつくなというふうに思います。

まだ今後、1千286筆あるということなんです、この解消計画、これはどのようにお考えなんでしょうか。

○建設部長（横山富夫君）

今、未登記で残っている部分というのはかなり古いものもございますので、今後は道路査定とか、そういう面で現場へ行って、所有者等もございますので、その辺を調査して、これから解消に向けてまいりたいと考えています。

○丸山わき子君

地権者も高齢化してきております。そのようなこともあって、なかなか複雑な状況に入っていくのではないかなということで、早期の対応をお願いしておきたいというふうに思います。

それから、20ページの道路整備事業費についてでございますが、これにつきましては道路維持修繕工事なんですけど、お伺いいたしますと市内一円の修繕工事というようなことでございます。

7月にお母さん方から、通学路の改善を求める要望書が出されております。この要望に沿った取り組みがされるのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○建設部長（横山富夫君）

ご要望の方は多く出されておりますけれども、その中でも軽微なものから、予算範囲内で行えるものについては解消していきたいと考えています。

○丸山わき子君

道路側溝の整備というのもあったと思います。

それから、雨が降りますと、富山のセブンイレブンの前の側溝、あそこは自転車でいきますと滑るというんですね。せんだってもし民の方が、あそこは雨が降ると水がたまっちゃうんだ、そういう意味では滑りやすくなっていることは事実だと。晴れているときに見ましても、やっぱり側溝の蓋の面がやっぱり幅広くなっているんですね。あれでは、ちょっと滑るかなと。やっぱり子どもたちの事故につながらないように、また住民の皆さんの事故につながらないように早急に対応していただきたい。かなり新しい側溝の蓋が整備されていますが、しかしそれでは安全性を確保できないということがはっきりしているわけですから、これは早急に対応していただきたいなというふうに思います。

それから、流末排水整備について、お伺いいたします。

これは現状と今後の対応についてお伺いするところなんですけど、流末排水施設整備は大関調整池下の側溝整備というような説明をいただきました。本当に側溝整備程度でいいのかどうか。というのは、この地域一帯は大雨のたびに冠水してしまっていて、その対策も必要じゃないかなというふうに思うんですけど、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○建設部長（横山富夫君）

丸山議員がおっしゃるとおり、大関調整池があると思いますけれども、大雨、集中豪雨等によりまして、かなり水かさ上がるような状況でございます。また、今回の予算につきましては下流側の柵渠等の整備を予算計上させていただきましたけれども、そのような点もございまして、今後そのような状況をよく把握しまして、検討してまいりたいと考えています。

○丸山わき子君

あの一帯は県道まで冠水してしまうという状況があります。そういう点では、今、側溝整備をするとしているところの一帯は、以前は区画整理事業の予定地だったのですけれども、もう破綻してかなり経過がたっているというようなことで、調整池の用地として今後確保していてもいいのではないかというふうに思います。長期的なそういう計画を持ちつつ、整備していただきたいなというふうに思います。

それから、23ページの青少年健全育成費、これは9款教育費なんですけれども、これは具体的にはどういう内容のものか、お伺いしたいのですけれども、放課後子ども教室と学童保育の一体化というような内容に受け止めておりますが、具体的にはどういうことでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

まず、一体化ということでございます。厚生労働省の方と文部科学省の方で平成26年7月に共働き家庭の小1の壁を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるように放課後子ども総合プランを策定いたしました。本市におきましても、平成27年3月に策定いたしました八街市子ども・子育て支援事業計画におきまして、平成31年度までに学校内及び学校隣接の5カ所の児童クラブと一体型の放課後子ども教室を整備目標としました。

また、児童クラブと一体型ということの定義付けでございますけれども、同一小学校内に児童クラブと放課後子ども教室があるのが理想でございますけれども、より近いところ、例えば道路を挟んだところでそれぞれが実施している、そのようなことも一体型の教室ということに定義付けられております。

○丸山わき子君

放課後子ども教室と学童保育を一体化させていくことのようなんですけれども、その運用方針、あるいはこれを設置するにあたっての運営委員会といったものが実際に作られて、こうした方向になったのか。その辺についてお伺いいたします。

○教育次長（村山のり子君）

まず、八街東小学校の放課後子ども教室でございますが、設置要綱を作りまして、その中で運営委員会の設置要綱も設けております。

○丸山わき子君

説明ですと、交進小学校と八街東小学校だということのようなんですが、どちらも運営委員会を設けて実施していく、3度目になっちゃうのですけど、実施していくのでしょうか。やはり子どもたちの放課後というのがどれだけ大切にされるのかというのが、求められていると思います。

まず、次のところで、放課後子ども教室の役割、それから運営の実態はどうか、その辺について、ちょっとお伺いいたします。

○教育次長（村山のり子君）

まず、放課後子ども教室の役割でございますけれども、子どもたちが放課後や週末などにおきまして、安全安心な居場所や活動場所を確保しまして、地域や学校が連携共同しまして学習や多様な体験活動、交流活動の機会を定期的、継続的に提供する放課後などの支援活動でございます、八街市では八街東小学校、それから交進小学校で設置します放課後子ども教室には、加えて学力向上もあわせて目的としております。

○丸山わき子君

八街東小学校、交進小学校ではどれぐらいの子どもたちがそれぞれここに来ているのか。それから、指導者の実態はどうなっているのか、再度お伺いいたします。

○教育次長（村山のり子君）

既に開設しております八街東小学校でございますが、小学校1、2年生を対象にしまして、各10人ずつ、計20名ですが、現在参加されている人数ですが、14人でございます。

それから、明日から開始します交進小学校ですが、同じく募集に関しましては1、2年生で各10人ずつ、20人を募集しましたけれども、17人で開始する予定でございます。

それから指導員でございますが、それぞれの学校に教員OBですね、退職された教員を配置しまして、2名ずつ配置ということでやっております。

それから週にそれぞれ2回ずつということで、実施します。

○丸山わき子君

放課後子ども教室の役割としては、やはり小学校の教室を活用してスポーツ文化活動及び学びですね、八街市は学力向上に活用していきたいというようなことなんですけれども、対象児童が1、2年生だけに限られてしまった。やはり国の進める内容では、6年生までが対象ですよということを言っているわけですね。そういう意味では、もっと幅を広げることも必要ではないか。ただ、小1の壁だけに焦点を合わせるのではなくて、やっぱり小学生全体が対象となるような対応策が必要ではないかなというふうに思います。

それから、学童の制度の位置付け、これはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えいたします。

学童の子育て制度の位置付けといたしましては、平成24年8月に子ども・子育て支援法等が制定され、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まり、この制度において市町村が実施主体として位置付けられていることから、この制度に基づき質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的提供、保育の量的拡大などとともに地域における子ども・子育て支援の充実等に取り組むを進めていくため、平成27年3月に八街市子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。その中で、市町村が地域の実情に応じて実施する地域子ども・子育て支援事業の1つとして、子ども・子育て家庭等を対象とする放課後児童クラブ事業を実施しております。この制度において、放課後児童クラブの実施箇所数についても量の拡大を進めていくこととなっております。また、質を確保する観点から、事業の設備及び運営について、国が定める基準を踏まえ、八街市も条例で基準を定めており、この条例の基準を遵守

し、事業を行っております。

○丸山わき子君

学童保育というのは放課後子ども教室とは若干違って、生活の場を確保していくと。共働き家庭などの留守家庭児童の生活の場として確保していくということで、本当に放課後子ども教室の役割と、それから学童子育て制度の中での子育て、学童保育の役割というのは本当に内容が違うわけですね。そういう意味では本当に今後、放課後子どもプランを推進していくために、どれだけ運営委員会を充実させておかなければならないかというのが問われるというふうに思うわけです。やはりどちらも子どもたちの成長、放課後の安全などについて、幅広く、論議できる、そういう場をきちんと作っていかなければならないというふうに思うわけなんです。

この運営委員については、どういう方々が対応されていくのか。その辺について、確認させていただきます。

○教育次長（村山のり子君）

遅くなりました。申し訳ありません。

放課後子ども教室の運営委員会の組織の委員でございますけれども、行政関係者、学校関係者、放課後児童クラブの関係者、それから社会教育の関係者、PTA代表者、その他運営委員長が必要と認めたものということで、計8人の委員をもって組織しております。

○丸山わき子君

今後、各学童保育のある場所にも設置していくというようなことなので、ぜひそういった点では、本当に幅広く大いに論議できる、そういった運営委員会を作り、そして運営にあたっていていただきたい。このことを申し上げておきます。

次に、5ページの債務負担行為について、お伺いするものであります。

ここでは、外国語指導助手派遣業務についてであります。

雇用について、お伺いしたいのですが、この間、導入してきたALTの業務委託については、労働派遣法違反と偽装請負になるのではないかとということで、私はこの間、取り上げてきたところであります。多くの自治体が労働局からは是正を受けるというようなこともあったわけなんですけれども、次回というか、平成29年度からは派遣ということのようでもありますけれども、なぜ直接雇用にしないのか。その辺についてはいかがでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

直接雇用、それから派遣業務ということで、それぞれメリット、デメリットがございます。

直接雇用であれば、現場で実際に指示命令ができるということで、メリットの1つでございます。それから、派遣契約でも同様の、現場で指示命令ができて、現場では直接雇用と変わらない対応ができることを想定しております。

あわせて、今度はデメリットの方ですけれども、直接雇用の場合ですと、人物的に、万が一、問題が発覚した場合に指導や解雇等もこちらが担うこととなりますし、また代替のALTがすぐに対応できるかどうかというあたりも大変懸念されるところでございます。

以上の点から、派遣業務ということで考えております。

○丸山わき子君

2020年の学習指導要領の改訂では、小学校5年生、6年生の英語は成績がつく教科に変わっていくわけなんですね。本市は先行実施して来年度からALTの採用ということのようなんですけれども、派遣契約という大変不安定な雇用条件で、本当に子どもたちの語学力をつけていくことができるのかどうか。この辺についてはいかがなんでしょうか。どのようにお考えなんでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

今回の派遣契約は一応3年を予定しております。それから、指導にあたりまして、教員とチーム・ティーチングが可能となります。その上で、指示系統を、今まで業者でしたけれども、業者から学校に移すことによりまして、より迅速に、学校の実情に合わせた授業づくりが可能になろうかと考えております。ですので、このような形態を導入したいと考えております。

○丸山わき子君

ALTは外国語学習における学級担任の補助、これが役割だということのようなんですけれども、学習指導要領が改訂されることによって、小学校の教員が一層多忙化していく。このことはもう目に見えているわけですね。今まで英語に携わってこなかった先生が主に起案してやっていかなきゃならない。助手がいても、やっていかなきゃならないという点では、かなりの負担になっていくのではないかなど。

そういう意味では、英語の専科教員を採用して、質の担保をしていく、教員の多忙化を解消していくということも必要ではないかなというふうに思うんですが、その辺は検討されませんかでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えします。

今、議員の方からお話がありましたように、新しい指導要領のもとでは担任が英語の評定をすることになります。それにつきましては、やっぱり担任のスキル、英語に対してのスキルアップというのを図らなきゃいけないということがまず第一でございまして、それはさまざまな研修を通して今現在進めているところでございます。来年度、再来年度と2年間を移行期間ということでやってみまして、そこの反省をもとに、また新たな研修等を協議しまして、新学習指導要領の正式な移行に臨みたいなと思っております。

今、英語の人材をというお話がありました。本年度、指導主事として英語の専任を1人プラスしていただきました。非常に大きな成果を上げているところでございますけれども、職員にあっても英語にたけた職員を採用、または八街市の方に移動してもらうことは可能かと思っておりますけれども、やはりよその市町も同じ考えでございまして、なかなかその辺はこれから検討していかなきゃいけないことだと思いますけれども、人材が必要だということは、こちらでも認識してございます。

○丸山わき子君

国が指導要領を改訂するわけですから、やはり国に対して英語の補助教員だけでいいのではなくて、そういった専任の英語教師が配置できるような、そういう体制を国に対しても要求していかなくちゃいけない、県に対しても要求していかなくちゃいけないというふうに思います。ぜひそういう点での取り組みをお願いしたいと思います。

それから、指導助手の派遣に関して、契約内容。賃金であるとか、こういった方が資格を持って派遣されるのか、あるいは授業時間数、こういった契約基本事項の内容を八街市はどのように取り決めているのか、また事業者の選定について、お伺いいたします。

○教育次長（村山のり子君）

まず、派遣の人数でございますが、現在は5人を配置しておりますが、次年度以降、最初の2年度は8.5人、それから最後の3年目は9人まで増員する計画でございます。

契約の内容でございますが、これまでの契約内容と同様のところとあわせて、教職員に対する指導力向上研修への協力、それから児童・生徒への異文化体験の充実などの項目を加えていくことを考えております。

また、業者の選定にあたりましては、これまでの業務経歴、それから英語指導助手の研修体制なども鑑みまして、公募型のプロポーザルの実施を予定しております。

○丸山わき子君

本当に今後どういう方が採用というか、送られてくるかわからないというわけですが、そういった点では、きちんとそういう人格者であるのかどうか、またPTA等からの意見等がきちんと反映されるような、そういう対応も今後は必要になってくるのではないかなというふうに思います。ぜひそういった点では、いろんな問題が生じないように対応していただきたいと思いますというふうに思います。

それから派遣期間なんですけど、3年ということのようなんですけれども、同じ方を八街の事情、状況がいろいろわかっている同じ方を採用していきたいんだというようなことについては、さらに延長ということができるとかどうか。そういった場合は、契約の関係で引き続きということにはならないわけですね、一定期間を置かなくちゃならないということになるわけなんですけれども、そういった点ではどのような対応がされようとしているのか。その辺について、お伺いいたします。

○教育次長（村山のり子君）

これまでの派遣契約といたしましては、同じ人を雇用する場合ですと最長3年間でありまして、再度受け入れる場合は一定の受入停止期間というんですか、クーリング期間を設ける必要がございます、ですのでこちらも派遣契約ということにちょっと懸念していた次第でございます。しかしながら、派遣労働者の雇用安定を目的としまして、平成27年9月に労働者派遣法が改正されまして、3年経過した場合でも部や課などの組織単位を変えれば、今回の場合ですと勤務校を変えれば引き続き同一の教育委員会内での継続雇用が可能となったものでございます。ですので、今回は平成30年度から3年間の派遣契約を考えております。

○丸山わき子君

わかりました。

それでは次に、議案第17号、焼却処理施設運転管理システム更新工事の請負契約の締結について、お伺いいたします。

まず、長期補修計画と更新工事についてなんですけれども、クリーンセンター建設から15年目ということで、クリーンセンターの、本当に柱となる運転管理システムを更新するというものなんですけれども、さらに15年延長ということになっていこうかと思うんですけれども、これからの施設延命と長期補修計画、これはどのように検討されているのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

ただいまご質問の件なんですけれども、先日の全員協議会でも担当課長の方から若干説明させていただきましたが、今回のシステム更新工事を実施する理由といたしましては、総合計装制御システムEX-6000シリーズの製品が廃止されたということ、平成26年3月31日をもって製造が中止された、保守ができる期間については平成31年3月31日まで、平成30年度で終了するというものが理由でございます。この件につきましては、長期補修計画の一環としての位置付けと更新工事の性格ということで、異なるものでございますけれども、このようなことから、保守できる期間の終了後についてはメンテナンスができない、また仮に不都合が生じても修繕できなくなり、焼却施設自体が運転できなくなる、市民生活に甚大な影響を及ぼすということで、今回は更新工事を行うものでございます。また、機関部、焼却炉の本体の経年劣化等もございますので、専門関係と十分協議しながら、適切な補修を計画的に行いたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

そうしますと、今後、年間の保守点検、それからいろんな部所の補修などがさらに拡大されていくのではないかなというふうに思うわけなんですけれども、今後のこういった管理費をどの程度、毎年見込んでいるのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

今後の計画ということでございますけれども、焼却施設の焼却炉の機関部、本体につきましては、先ほど説明しましたように経年劣化の修繕、毎年必要な工事を現在も行っているところでございます。また、したがって、今回の運転管理に伴うシステムのような期限はございませんけれども、しかしながら平成30年をもって建設から15年を迎えますので、焼却施設を遺漏なく稼働させるためには、専門業者等の意見を参考にしながら、老朽化に対応した適切な工事は今後も行っていきたいというふうに考えています。

また、市といたしましては、今後の焼却炉の計画等を立てていく上でも、ごみの減量ということは経費の削減にもつながるものと考えておりますので、市民や企業等との協力体制を構築しながら、ごみの削減に力を入れて、日常的な運転管理運営経費及び将来的な経費の削減につながるのではないかと、今後努力してまいりたいというふうに考えていま

す。

こうした努力をした中で、焼却施設等のあり方についても、できるだけ早い時期に将来計画の策定に着手していかなければいけないのかなというふうに考えているところでございます。なお、毎年、修繕については平準化といいますか、その形で毎年、5千万円とか6千万円とか、そのような経費を計上させていただいているところでございますけれども、この辺についても、今後の焼却施設の本体については十分な協議を重ねて、経費の削減につなげていきたいというふうに考えています。

○丸山わき子君

今後の計画についても答弁いただいたところでありますが、環境省は長寿命化、それと広域化というのも方針として出しているわけですね。

先ほど将来計画というようなことが、ちらっと出てきました。今後、八街市はどのような方向をとろうとしているのか。それは将来計画の中でという答弁になるのかもしれませんが、やはりここでかなりの、1億7千万円という多額の投資をするわけですから、当面は八街市のクリーンセンターでやっていくんだらうなというふうに思いますけれども、その辺については今後どんなことが検討されようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○経済環境部長（江澤利典君）

議員の方から長寿命化ということでございました。これについては、長寿命化計画を立てるにしても、その辺のシステムの保守と本体の経年劣化等々の状況を見ながら、整合性をはかって長寿命化についても今後検討していく形をとりながら、早い時期に、今後の本体も含めたクリーンセンターのあり方について検討していきたいというふうに考えます。

○丸山わき子君

やはり市の総合計画では、八街市で初めてなんですけれども、燃やさないごみ行政を目指す、北村市長の姿勢がはっきり打ち出されております。やはり燃やさないごみ行政をいかに実現させていくかというのが、私は問われていると思います。今、八街市は、ここで1億7千万円という多額の投資をするわけですから、今後、長寿命化への取り組みに積極的に取り組んでいていただきたい。このように申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（小高良則君）

以上で丸山わき子議員の質疑を終了します。

次に、桜田秀雄議員の質疑を許します。

○桜田秀雄君

それでは、既に、予算書19ページでございますけれども、道路境界確定費については話が出ておりましたので、まず最初に、道路整備事業費、この中の工事請負費の事業内容について、お伺いいたします。

○建設部長（横山富夫君）

工事請負費の内容でございますけれども、まず市内一円の区画線設置工事、それから市道の舗装修繕工事、それから市内一円の道路維持修繕工事でございます。

○桜田秀雄君

具体的に言ってもらえれば。僕は2回しかできないので、質問できなくなっちゃうのですけれども。

聞くとところによると、三区43号線の道路舗装ということでございますけれども、たしか東京ガスさんがパイプライン工事をやりましたよね。そのときに、成東酒々井線から、あそこは700メートルあるのですか、その方は東京ガスさんがやって、409号の方から150メートルは市がやったと、そのように記憶しているんですよね。現状を見ますと、市のやった部分についてはあまり傷んでいないんですよね。今回の事業は多分、大東区側の500メートルぐらい。何メートルやるのか、わかりませんが、大東区側は両面とも畑なんですよ。ですから、本当に傷むのが早いんですよ。409号の方は家がびっしりと張り付いていますから、路肩がしっかりしているからあまり傷まない。

成東酒々井線側は今回何メートルやるのですか。

○建設部長（横山富夫君）

予定では約240メートルで、中でも一番傷んでいるところのあたりを集中的にやる予定でございます。

○桜田秀雄君

質問じゃないですから答弁はいいですけども、ということは、この前、暫定的に先月か今月やりましたよね。それを除く部分というふうに理解してよろしいですか。答弁はできませんね。わかりました。

道路整備事業、今回は委託事業でございますけれども、ちょっと市長にお伺いしたいのですけれども、1点、僕が議員になってから、市の職員が結構いろんな工事をやってくれていますよね。糸久建設部長時代に全然ヘルメットをかぶらないで道路工事をやっていて大変危ないのではないかとということで、やっぱり現場に出るときはヘルメットを着用してほしいなと、職員の安全が大事じゃないかというお話をした経緯がございます。当時、建設部長の方から、市道は市の管轄だからヘルメットの着用は必要ないんだと、こういう話があったんですよ。私はそんなことないと思うんですよ。安全衛生法では、今は大工さんでもヘルメットをかぶりなさいと、こういう時代ですから、やはり職員の安全を第一に、きちっとヘルメットを着用させていただきたいと思うんですが、その辺、1点だけお願いします。

○議長（小高良則君）

桜田議員に申し上げます。今の質問は今回の議案質疑とは直接関係ないと思われま。関連付けた上で再度質問をお願いいたします。

○桜田秀雄君

これは道路橋りょう、こちらでやろうと思ったのですけれども、2回ということではできないので、そういうことであれば、これで終わらせて。

○議長（小高良則君）

桜田議員、今のはカウントしません。今のは質問にカウントしませんので、もう一度質問

していただいで結構です。

○桜田秀雄君

いや、それを聞ければ。もう後は丸山さんと京増さんがやっていますので。
終わります。

○議長（小高良則君）

以上で桜田秀雄議員の質疑を終了します。

これで通告による質疑は全て終了しました。

お諮りします。議案第3号の専決処分の承認を求めることについて、平成29年度八街市一般会計補正予算は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに討論及び採決をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。

これから討論を行います。議案第3号についての討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

討論がなければ、これで議案第3号の討論を終了します。

これから採決を行います。議案第3号、専決処分の承認を求めることについて、平成29年度八街市一般会計補正予算を採決します。この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小高良則君）

起立全員です。議案第3号は承認されました。

ただいま議題となっています議案第4号から議案第9号、議案第16号及び議案第17号は配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。議案付託表に誤りがあった場合は、議長が処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。なお、議案付託表により各常任委員会の開催日の通知とします。

お諮りします。議案第10号から議案第15号は17人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置して、これに付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委

員会条例第5条第1項の規定により議長から指名します。委員は配付してあります名簿のとおり、17名を指名します。

これからしばらく休憩し、決算審査特別委員会を開き、正副委員長の互選を行いますので、委員の皆様は議員控室にお集まりください。しばらく休憩します。本会議再開時刻につきましては、事務局よりご連絡いたします。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時09分)

○議長（小高良則君）

再開します。

報告します。早退の届出が小山栄治議員よりありました。

以上で報告を終わります。

正副委員長が決定しましたので、報告します。

決算審査特別委員会委員長に林政男議員、同副委員長に新宅雅子議員、以上のとおり決定しました。

議案第10号から議案第15号を配付の議案付託表のとおり決算審査特別委員会に付託し、開催日の通知とします。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日12日から24日までの13日間を、各常任委員会の開催及び議事都合のため、休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。12日から24日までの13日間、休会することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

25日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

議員の皆様申し上げます。この後、全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時11分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案第3号から議案第17号

質疑、委員会付託

決算審査特別委員会の設置及び付託

2. 休会の件

-
- 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度八街市一般会計補正予算）
- 議案第4号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 八街市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 平成29年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第7号 平成29年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第8号 平成29年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第9号 平成29年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第10号 平成28年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第11号 平成28年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第12号 平成28年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第13号 平成28年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第14号 平成28年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第15号 平成28年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第16号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第17号 焼却処理施設運転管理システム更新工事の請負契約の締結について